

任意団体 TaiYou Symphony-太陽交響曲- 規約

第一章 総 則

第1条 (名称および所在地)

本団体の名称は、TAIYOU SYMPHONY (太陽交響曲) とし、事務局窓口を〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5-20 KS ビル 7 階 一般社団法人シンクパール内に置く。また実際の事務局としての活動を〒106-0047東京都港区南麻布 3 - 2 0 - 1 麻布グリーンテラス 5 階エターナルポータ株式会社/一般財団法人日本ホスピタリティ財団ほか指定の場所で行うものとする。

第2条 (目 的)

本団体は、東京を中心に国内外において、コンサート活動をはじめとした藝術、子供向けまたは子供がテーマのイベントを行う事により、国境をつなぐ橋となり、世界平和への道標となることを目的とする。また収益により慈善事業推進活動を行っていく。

第3条 (活動内容)

本団体は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) コンサート・藝術文化イベント運営
- (2) 子どもたちによるプレゼンテーション企画
- (3) コンテスト
- (4) ウェブサイトの運営、寄付の呼びかけ
- (5) 楽器の普及、合唱団による平和推進活動
- (6) 芸術家育成支援
- (7) その他の企画運営・街づくりへの貢献等

第二章 役 員

第6条 (役 員)

本団体の役員として理事を 2 名以上置く。

- 2 理事の互選によって、理事の内 1 名以上 3 名以内の代表理事を専任する。代表理事が複数となる場合、代表権は各人が行使することができる。

3 代表は TAIYOU SYMPHONY の全てを管理、統括し、本団体の業務の執行及び事務局運営を担う。但し必要時は、外部に一部業務を代行させることができる。

4 本団体設立時の理事は浅野敬子、成瀬久美、難波美智代の共同創業者 3 名であり、2017年10月1日より浅野敬子、荻原実紀、成瀬久美の 3 名を理事とする。また理事の互選によって、浅野敬子、成瀬久美の 2 名を代表理事に選任する。また会計担当を成瀬久美、または成瀬が指名する者とする。

第 7 条 (任 期)

理事には任期は設けず、代表理事の任期は、3 年とする。

第 8 条 (参 与)

参与は、理事会の囑託により、本団体の活動への支援及び助言等を行なう。参与には任期を設けない。

第三章 理事会

第 9 条 (召 集)

代表理事は、必要と認めたととき随時理事会を招集することができる。また、代表理事が欠けたとき又はこれに類する緊急時には、代表理事以外の理事も理事会を招集することができる。

第 10 条 (理事会)

代表理事は、理事会に下記案件を提出し、理事会はこれを審議することができる。

- 1 団体規約の変更
- 2 事業計画、及び予算の決定
- 3 事業報告、及び決算の承認
- 4 理事及び参与その他の役員の変更
- 5 その他活動に関わる重要事項

第 11 条 (理事会の成立・議決)

理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数かつ代表理事の過半数をもって成立するものとする。

第 12 条 (解散)

本団体の解散は、理事会で承認される事により成立する。

第四章 運営費用

第13条 (財源)

本団体の活動に要する資金は、寄付金（主に企業協賛）によってまかなうものとする。ただし不足の際は代表、理事会がこれを負担する。

第14条 (会計)

本団体の会計は団体の社会活動として計上されるものとする。なお寄付金額ならびに収益が活動経費（報酬含む）よりも上回った場合は指定の慈善団体に寄付するか、新規で社会支援事業団体を発足する。会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第五章 付則

第15条 (緊急事態)

何らかのトラブルにより代表理事が活動することが不可能になった場合、事務局は一時的に通常業務を代行し、速やかに理事会を開催した上で今後の本団体の運営について協議する。

第16条 (ウェブサイトの名称)

本団体のウェブサイトは TaiYou Symphony-太陽交響曲- と称する。

第17条 (事務局住所)

事務局住所は平成29年9月1日現在下記の通りである。

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5-20 KS ビル 7 階 一般社団法人シンクパール内

第17条 (会員間の連絡)

会員間の連絡は原則としてEメール、電話等で行う。

本規約は、平成29年9月1日より発効する。